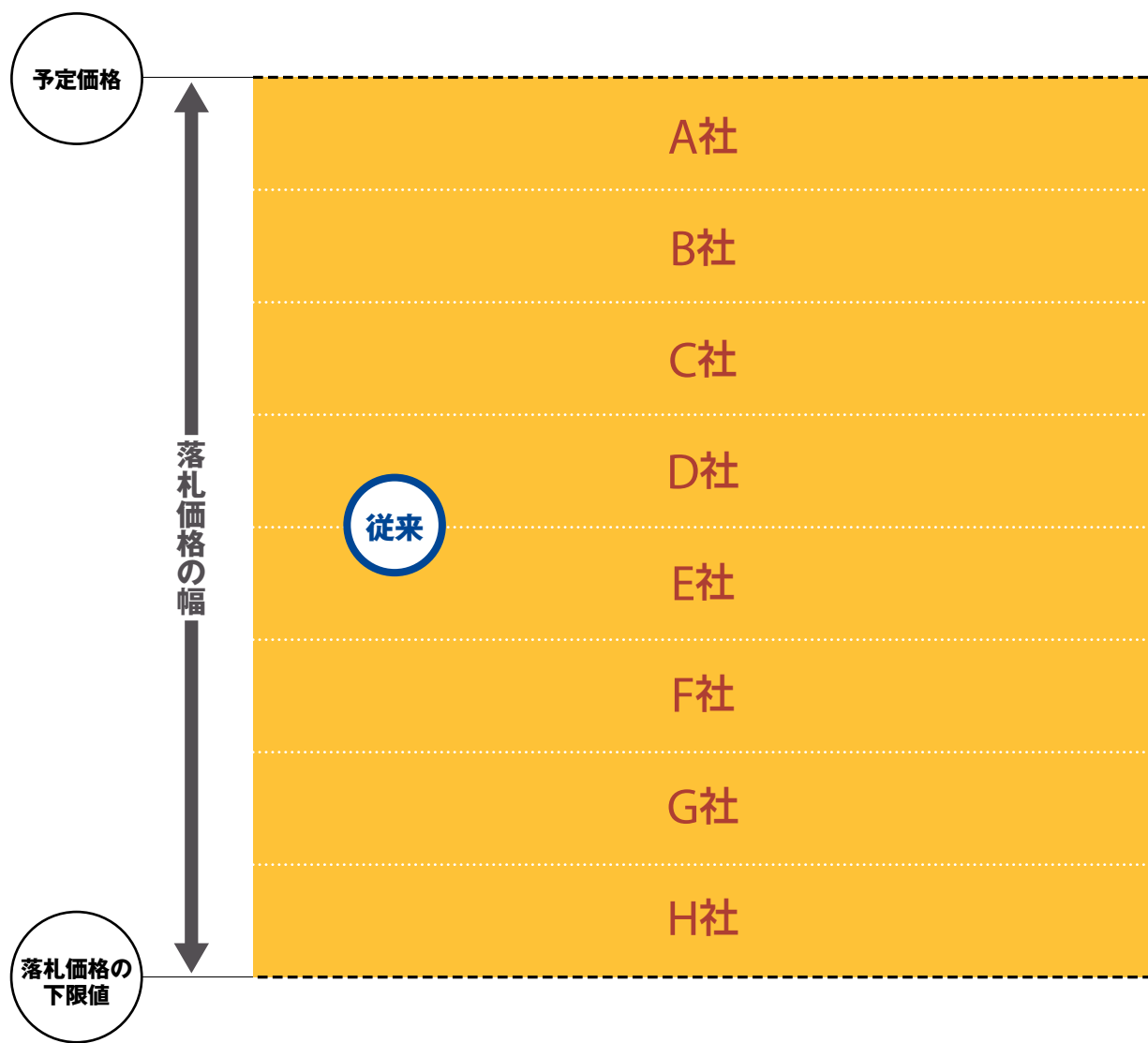


効き始めた低入

極端な安値受注は減るも予定価格低下で競争激化



特別重点調査や失格基準の引き上げなど、各発注機関の低入札対策によって、極端な低入札が減ってきた。今後も低入札対策の強化は続く見込みで、平均落札率の低下にも歯止めがかかりそうだ。一方で、低入札を反映した予定価格の下落はしばらく続く。これからは、狭い価格帯のなかで技術力を競う時代になっていくだろう。

(高橋 秀典, 富田 興司)

札対策

低落札率の自治体のいま — 44

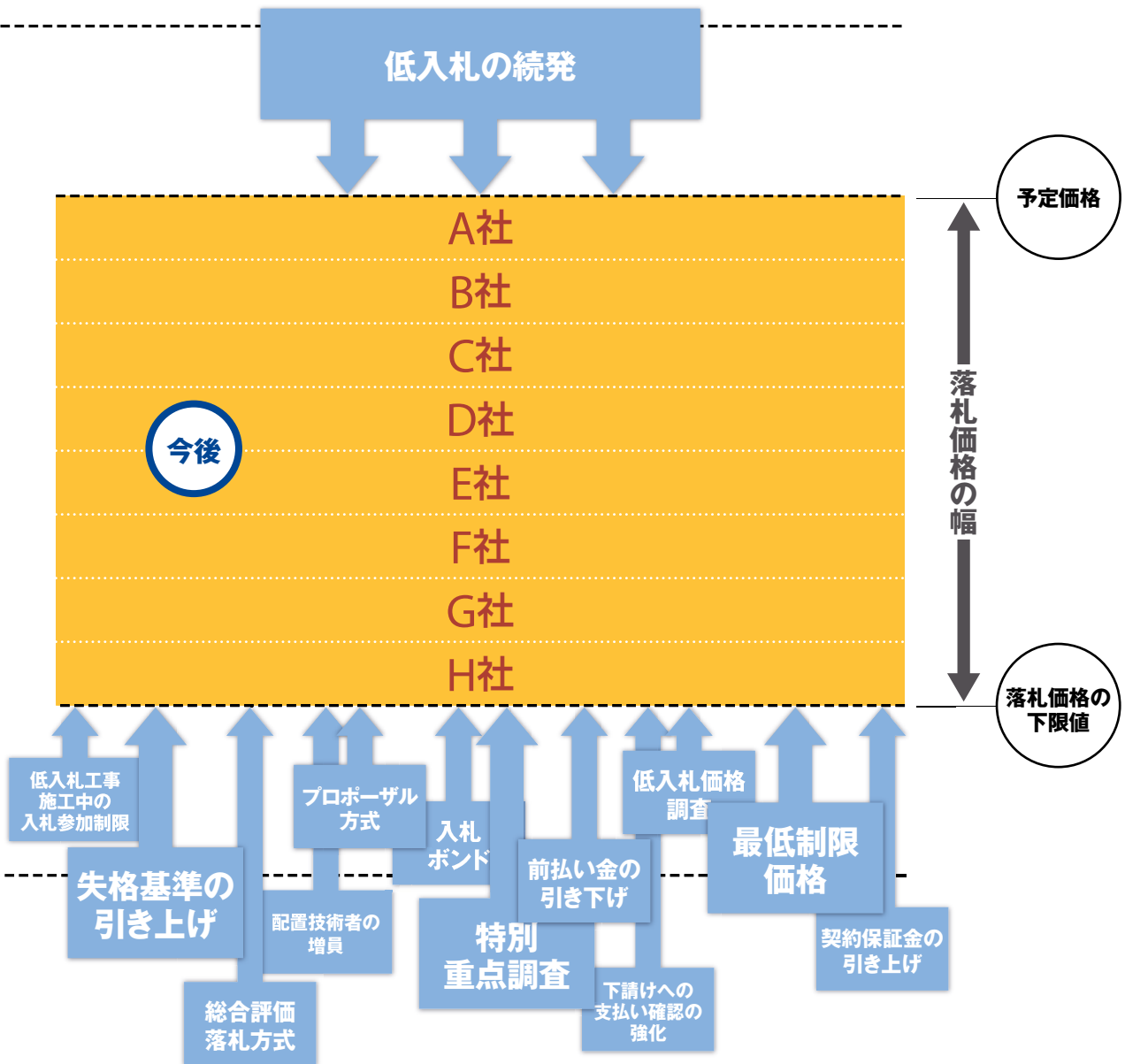
特別重点調査 — 48

入札ボンド — 52

コンサルタント業務の低入札価格調査 — 56

積算価格への波及 — 60

今後の受注競争 — 62



(デザイン: 橋崎 信之)

低落札率の自治体のいま

長野県

失格基準価格を5%引き上げ

全国市民オンブズマン連絡会議が2005年度に実施した調査によると、47都道府県のなかで平均落札率が最も低かった長野県。県内の建設会社が悲鳴を上げる一方で、県はこれまで失格基準価格の改正を何度も重ねるなど低入札対策に苦心してきた。

長野県は2004年12月、予定価格が100万円を超え2億円未満の工事を対象に、失格基準価格を予定価格の75～80%に設定。しかし、この失格基準価格付近で、ほとんどの入札が落札されるという状態だった。当時の平均落札率は76%だった。

こうした状況を打破するために、(社)長野県建設業協会が県に働きかけた。公共工事のコスト調査を実施したいと申し入れたのだ。

コスト調査には大きな意味がある。長野県は2004年9月に、コスト調査を実施。県の積算価格と施工者の実行予算との相関関係を明らかにし、そこから失格基準価格を導き出したのだ。それ以降、県は低入札対策を何度か改めたが、常に2004年9月のコスト調査をベースにした。

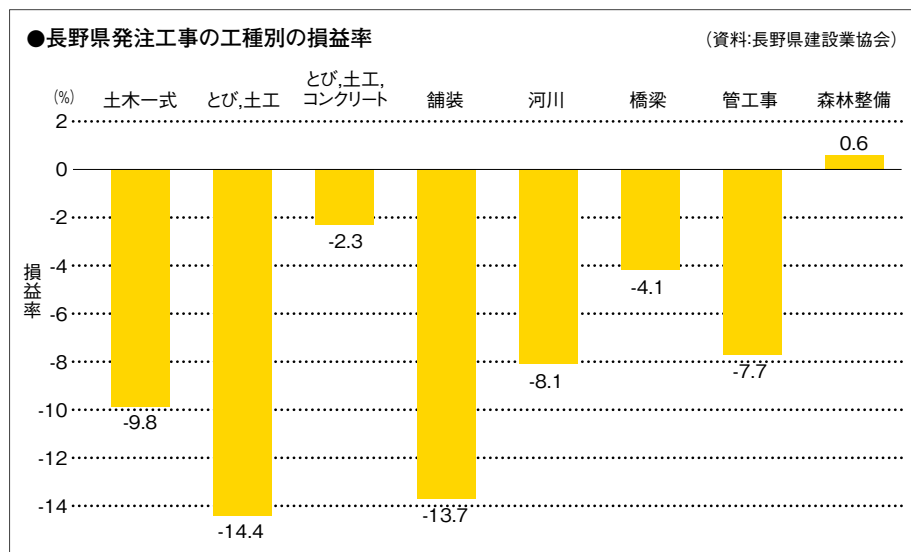
長野県建設業協会が実施しようとしたコスト調査は、県が実施したものと全く同様のもの。県は協会の申し出を受け入れ、県が実施したコスト調査の調査票などを提供した。

協会は(財)経済調査会にコスト調査を委託した。第三者が実施した方が、透明性が増すと判断したからだ。コスト調査は2005年に施工した工事のうち、327件を抽出して実施した。そのうち調査票を回収できたのは174件で、うち132件を有効データとして分析した。

その結果、92件で採算割れしていることが判明した。平均の損益率は-9.8%。近似式を用いて県の最終設計金額に対する最終実行予算の比率を求めたところ、82.7%という結果を得た。

予定価格の80～85%失格基準

県の公共工事入札等検討委員会(委員長:京都大学大学院工学研究科の樋口忠彦教授)は、協会が実施した調査を重視した。2007年2月に



●長野県建設業協会が実施したコスト調査の結果

最終実行予算に占める直接工事費の割合は調査データ全体で74.8%

調査データ全体で諸経費率は33.6%

最終積算金額に対する最終実行予算の比率は82.1%

損益率は -9.8%

失格基準適用前の損益率の平均は-14.6%だったが、失格基準適用後は-4.9%となった。ただし、失格基準適用後の平均落札率81.2%でも、工事全体の65%で損益率がマイナスであり、厳しい状況

近似式により試算した推計最終積算金額に対する最終実行予算の比率は、調査の結果得られた推計最終設計金額の平均値が3568万円の時82.7%だった。ただし、この数値は事業所の経常利益を考慮したものではない

開いた検討会では、協会が実施したコスト調査から県が特殊要因のデータを除いて再計算した結果を公表した。結果は最終設計金額に対する最終実行予算の比率が81.5%というものだった。これに全産業に比べて建設業の件費の落ち込みが激しいことを考慮して、0.92%を上乗せし、82.5%を基準値とした。

これら一連の作業を受けて、2007年4月1日、県は失格基準価格を改めた。失格基準価格を予定価格の82.5%±2.5%の、80～85%へと引き上げた。

さらに予定価格2億円以上の工事についても改めた。2006年度末までは予定価格が2億円以上の工事には失格基準がなく、低入札価格調査を実施していた。2007年4月1日以降は、応札者が5者以上の場合に限って失格基準価格を設けた。この失格

●長野県の失格基準価格の変更内容

変更前

予定価格が100万円を超え2億円未満

- ・失格基準価格(75～80%で変動)を下回る価格の応札者は失格
- ・調査基準価格(設計価格×77.5/100)を下回る価格の落札候補者は重点確認調査の対象

予定価格が2億円以上

- ・失格基準価格はなし
- ・調査基準価格(設計価格×75/100)を下回る価格の落札候補者には低入札価格調査を実施

変更後

予定価格が100万円を超え2億円未満

長野県建設業協会のコスト調査に基づき、県が算出した結果
実績金額/設計金額=81.5%

+

県内の全産業従事者と比べた県内の建設業従事者の所得のレベルを2002年レベルまで引き上げることを考慮0.92%

↓

基準値を82.5%とし、失格基準価格を80～85%の変動制とする

予定価格が2億円以上

応札者の下位8割(小数点切り上げ、5者の場合は5者)の平均×0.9を失格基準価格とする(応札者が5者未満の場合は設定しない)

基準価格は応札者の下位8者の平均入札額に0.9を乗じた額とした。

「改正に踏み切ったのは、建設業界が厳しい状態で放置されたままだと、災害時に対応できなくなるなど、県民の利益を損なう恐れがあるから

だ」。長野県土木部土木政策課の東良義文専門指導員はこう説明する。一方、長野県建設業協会は、「失格基準価格が引き上げられた効果がどう出るか、しばらくは様子を見たい」(宮入貞徳専務理事)としている。

宮城県

調査基準価格引き上げで落札率上昇

宮城県の平均落札率は2003年度が81.1%、2004年度が77.5%、2005年度が75.9%、2006年度が12月までで79.6%といった状況だった。

ただし、2006年度後半を月別に見ると10月は79.4%、11月は83%、12月は81.4%、2007年1月は84.3%といった具合に平均落札率は徐々に上昇してきた。

宮城県も長野県と同様に2006年

度、低入札対策を次々と打ち出してきたからだ。2007年2月は競争の激しい大型案件が多かったため77.3%と下落したが、宮城県では一時的な現象とみている。

宮城県出納局契約課の畠秀和技術副参事は、「調査基準価格の見直しと前払い金の変更、契約保証金の変更が最も効果があったのではないかと話す。

宮城県はまず2006年2月、調査基準価格の算出方法を大きく変えた。同時に、失格基準価格を引き上げた。

同年4月には簡易型総合評価落札方式を導入した。10月には標準型と高度型の2種類の総合評価落札方式を導入するとともに、低入札対策を強化した。調査基準価格を下回る価格で応札した者と契約する際、前払い金を10分の4以内から10分の2以内に引き下げる一方、契約保証金を10分の1以上から10分の3以上に引き上げた。

一般管理費が県の積算上の一般管

理費の35%未満の場合は失格という基準も追加した。

同年12月4日以降に公告される工事に入札バンド制度も導入した。一般競争入札による総合評価落札方式の工事のうち、設計価格が3億円以上の工事に適用する。

失格基準は3項目

2007年2月にも制度を改めた。調査基準価格の算定式を再度変更。以前は純工事費の80%としていた部分

を純工事費の85%に引き上げた。土木一式工事の場合、以前は予定価格の73~74%程度で調査基準価格を設定していた。計算式を変更して、これを77~78%に引き上げた。

変更を重ねてきた結果、宮城県の失格基準は3項目あり、すべてをクリアしなければ失格となる。まずは、入札参加下位3~5者の平均純工事費の95%以上。次に、下請け比率に0.14を乗じて0.3をプラスした数値に設計現場管理費と $1 + \alpha$ を乗じた額

以上。 α は変動する。最後に一般管理費が県の積算上の一般管理費の35%以上だ。

こうした変更によって、平均落札率は徐々に上昇してきた。

このような県の対応を地元の建設業界はどうみているのか。(社)宮城県建設業協会の高橋克彦専務理事は、「落札価格が適正価格に近付きつつあるのは確かだが、健全な道へとスタートしたばかり。予断は許さない」と話す。

●宮城県の工事に関する入札・契約制度のこれまでの主な改正内容

①施工体制事前提出(オープンブック)方式を変更(2006年2月15日から実施)

変更前	調査基準価格=直接工事費相当額(予定価格の85% \geq 調査基準価格 \geq 予定価格の3分の2)未満の場合、履行能力確認調査を実施 失格基準価格①入札参加下位3~5者の平均純工事費 $\times 0.9$ 未満 ②設計現場管理費 $\times (0.3 + \text{下請け比率} \times 0.14) \times (1 + \alpha)$ 未満 * α :入札参加下位5者の共通仮設費の平均値 5%未満:-0.1 5%以上10%未満:-0.05 10%以上15%未満:0 15%以上20%未満:0.05 20%以上:0.1
変更後	調査基準価格=純工事費 $\times 0.8 +$ 現場管理費 $\times 0.6 +$ 一般管理費 $\times 0.5$ で予定価格の75%以上 失格基準価格①入札参加下位3~5者の平均純工事費 $\times 0.95$ 未満 ②設計現場管理費 $\times (0.3 + \text{下請け比率} \times 0.19) \times (1 + \alpha)$ 未満

②施工体制事前提出(オープンブック)方式を変更(2006年4月1日から実施)

変更前	予定価格1000万円以上の一般競争入札工事に適用	変更後	最下位ランクより上位の工事および最下位ランクで予定価格が1000万円以上の一般競争入札の工事に適用
------------	--------------------------	------------	---

③簡易型総合評価落札方式を導入(2006年4月1日から実施)

④標準型および高度型総合評価落札方式を導入(2006年10月1日から実施)

⑤前払い金の削減と契約保証金の引き上げ(2006年10月1日から実施)

調査基準価格を下回る価格で落札した者との契約締結を以下の通りとする	変更前	変更後
	・前払い金の削減……………10分の4以内	→ 10分の2以内
	・契約保証金の引き上げ……………10分の1以上	→ 10分の3以上

⑥施工体制事前提出(オープンブック)方式を変更(2006年10月1日から実施)

変更前	一般管理費について数値による判断基準なし	変更後	一般管理費が設計上の一般管理費の0.35未満の場合は失格
------------	----------------------	------------	------------------------------

⑦入札バンド制度の導入(2006年12月4日以降の公告分について実施)

⑧施工体制事前提出(オープンブック)方式を変更(2007年2月15日から実施)

変更前	調査基準価格=純工事費 $\times 80\% +$ 現場管理費 $\times 60\% +$ 一般管理費 $\times 50\%$ (調査基準価格 \geq 予定価格の75%)	変更後	調査基準価格=純工事費 $\times 85\% +$ 現場管理費 $\times 60\% +$ 一般管理費 $\times 50\%$ (調査基準価格の下限値を撤廃)
------------	---	------------	--

⑨1者応札における入札執行の試行(2007年2月15日から実施)

変更前	応札者が1者だけの場合、無効としていた	変更後	1者だけの応札であっても入札を有効として開札し、入札の適格性を検証
------------	---------------------	------------	-----------------------------------

⑩混合入札方式の導入(2007年4月1日から実施)

変更前	特定JVだけが参加できる一般競争入札を実施	変更後	特定JVも単体企業も参加できる一般競争入札を実施
------------	-----------------------	------------	--------------------------